

日時 平成28年1月28日（木）10時00分～11時15分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B～C

<決定事項、宿題事項など>（★は宿題事項）

- ・システム障害発生時の対応（案）について、2月5日目途にご意見いただき、対応を検討する。★
- ・クリーリング・オフによる廃止申込みフロー（案）について、2月5日目途にご意見いただき、対応を検討する。★

<議事概要>

1. 前回議事録の確認（資料1）

前回議事録について、事務局より説明。特に質疑等はなし。

2. 検討課題／スケジュール（資料2, 3）

■「開催スケジュール」について

事務局より今後の予定を説明。特に質疑等はなし。

■「スイッチング支援に関するルール検討スケジュール（案）」

事務局より説明。特に質疑等はなし。

3. システム障害発生時の対応（案）について（資料4）

事務局よりシステム障害発生時の対応（案）について説明。

- ・電気が使えない状態を回避すること、保安上の問題があることを優先的に対応する。
- ・申込方法は、今後公表する10社統一の申込様式をメールにて送付の上、電話連絡を必須とする。
- ・申込みは、再点等希望日が「当日分または翌日分」のものを基本とする。
- ・ご意見、ご要望があれば、2月5日目途にご連絡頂きたい。★

■質疑等

・障害の前提について。発生個所がスイッチング支援システム自体と一般送配電事業者側システムの2か所考えられる。送配電事業者側で障害が発生した場合、例えば1社だけで障害が発生し、残りの9社は障害が発生していない場合、どういった運用となるか。

→対象のエリアのみ今回提示の対応を行い、障害の発生していないエリアについてはシステムが利用できることを考えている。また、スイッチング支援システムのメッセージに障害が発生しているエリアの情報を出すとともに、今後登録いただいているシステム窓口責任者の方にお知らせする障害発生時の窓口へ問合せ頂いた際には、窓口からもお知らせする。広域側スイッチング支援システム本体に障害が発生した場合は、全エリア今回提示の対応となる。スイッチング支援システムに障害が発生した場合には、メッセージを利用できないため、メールが利用できる状態であれば、システム窓口責任者の方にメールで一斉送信にてお知らせすることを考えている。メールすら利用できない状況の場合は、バックアップセンターに切り替わるまで、連絡が全くできないことをご容赦頂きたい。（事務局回答）

・メッセージの場合、webが前提となる。どこか1社だけで障害が発生している場合であっても普段webを利用しない事業者のため、メールでのお知らせを頂きたい。

→対応検討する。（事務局回答）

・スイッチングに関して、廃止取次は別と考えてよいか。

→スイッチングの中に廃止取次、スイッチング開始/廃止申込を含めて、ストック頂くことを考えている。（事務局回答）

・システム障害が解消した時にはどのような対応となるか。

→基本的には障害発生時の裏返しと考えている。広域側スイッチング支援システム本体の障害の場合にはメールでの連絡、送配電 1 社のみの場合等にはメッセージを考えていたが、対応方法検討する。（事務局回答）

・メッセージは 2~4 時間対応を考えていたが、メールは 2~4 時間対応が厳しいかも知れない。翌営業日の朝になるかもしれない。（事務局）

→web 申込等、受け付けてしまうケースも考えられるため、できれば PUSH で 2~4 時間対応いただきたい。

・優先度高低はどのような違いを想定しているか。

→優先度高、低どちらも申込んで頂いて構わないが、手作業がかなり発生するため、高のものを優先して処理することを想定している。申込み件数がかなり多い場合には、優先度低のものは後回しになるため、期日に間に合わない可能性があることをご容赦頂きたい。（事務局回答）

・メールで申込みを受け付けていただいた後、業務処理状況照会に相当するような連絡はどういった運用になるか。

→再点等の希望日が「当日または翌日分」の再点・撤去については対応の優先度が高いと認識しているが、業務処理状況については資料記載の通り対応が難しい。申込み通り業務を回しているとご理解頂きたい。

⇒処理完了の連絡はもらえるか。

→再点等の希望日が「当日または翌日分」の再点・撤去は優先して処理するため、連絡がないことを以て処理完了とご認識頂きたい。

4. クーリング・オフによる廃止申込フロー（案）について（資料 5）

事務局よりクーリング・オフによる廃止申込フロー（案）について説明。

・前回実務者会議提示の資料の考え方を業務フローへ落とし込んだものとなる。

・ご意見、ご要望があれば、2月5日目途にご連絡頂きたい。★

■質疑等

・再点日を修正してみなし廃止日とイコールになるようにしたということだが、再点をした側の新小売 B の小売供給契約の開始日は、みなし廃止日とイコールとみなされる認識でよいか。

→遡りで再点の申込みを行っているのであれば、小売供給契約の開始日もみなし廃止日に遡ることは問題ないものと考える。（事務局回答）

・契約のない電気の使用を避けるために、逆に契約を結ばないといけないと認識している。

→遡り再点については、小売営業に関する指針に記載のとおり、無契約状態が生じないように需要家に対して説明することが望ましく、需要家が実際の電気の使用開始日を偽ることを助長するような行為を行うことは問題となる。

・後から訂正するフローなので致し方ないが、みなし廃止後も一旦は電気の供給が止まらないように新小売 A が電気の供給をしたことにしてしまうが、アンマッチを解消して新小売 B が供給したことに対するまでの間に、確定検針値の連絡が来た場合には、クーリング・オフ日以降の分についても新小売 A に請求が来てしまう可能性があるので、後日訂正してもらう必要があると考える。

○次回は 2/25（木）10:00～ 豊洲事務所にて開催予定。

以上